

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (買換資産を事業の用に供した時期の判定) 37-23 買換資産を事業の用に供した日は、次により判定する。 (1) 土地等については、その使用の状況に応じ、それぞれ次に定める日による。 イ 新たに建物、構築物等の敷地の用に供するものは、当該建物、構築物等を事業の用に供した日 <u>(次に掲げる場合には、その建設等に着手した日)</u> <u>(イ) 当該建物、構築物等の建設等に着手した日から3年以内に建設等を完了して事業の用に供することが確実であると認められる場合</u> <u>(ロ) 当該建物、構築物等の建設等に着手した日から3年超5年以内に建設等を完了して事業の用に供することが確実であると認められる場合(当該建物、構築物等の建設等に係る事業の継続が困難となるおそれがある場合において、国又は地方公共団体が当該事業を代行することにより当該事業の継続が確実であるものに限る。)</u> ロ 既に建物、構築物等の存するものは、当該建物、構築物等を事業の用に供した日(当該建物、構築物等が当該土地等の取得の日前からその者の事業の用に供されており、かつ、引き続きその用に供されるものである場合には、当該土地等の取得の日) ハ 建物、構築物等の施設を要しないものは、そのものの本来の目的のための使用を開始した日(当該土地等がその取得の日前からその者において使用されているものである場合には、その取得の日) (2) 建物、構築物並びに機械及び装置については、そのものの本来の目的のための使用を開始した日(当該資産がその取得の日前からその者において使用されているものである場合には、その取得の日)による。	措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (買換資産を事業の用に供した時期の判定) 37-23 買換資産を事業の用に供した日は、次により判定する。 (1) 土地等については、その使用の状況に応じ、それぞれ次に定める日による。 イ 新たに建物、構築物等の敷地の用に供するものは、当該建物、構築物等を事業の用に供した日 <u>(当該建物、構築物等の建設等に着手した日から3年以内に建設等を完了して事業の用に供することが確実であると認められる場合には、その建設等に着手した日)</u> ロ 既に建物、構築物等の存するものは、当該建物、構築物等を事業の用に供した日(当該建物、構築物等が当該土地等の取得の日前からその者の事業の用に供されており、かつ、引き続きその用に供されるものである場合には、当該土地等の取得の日) ハ 建物、構築物等の施設を要しないものは、そのものの本来の目的のための使用を開始した日(当該土地等がその取得の日前からその者において使用されているものである場合には、その取得の日) (2) 建物、構築物並びに機械及び装置については、そのものの本来の目的のための使用を開始した日(当該資産がその取得の日前からその者において使用されているものである場合には、その取得の日)による。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の2《特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等》関係 （建物、構築物等の建設等が遅れた場合の買換えの不適用） 37の2－2 37―23の(1)のイ(イ)又は(ロ)に該当していた場合においても、<u>その建物、構築物等が37―23の(1)のイ(イ)又は(ロ)に定める期間内に事業の用に供されないときは、当該建物、構築物等の敷地の用に供する土地等は、その取得の日から1年以内に事業の用に供しない場合に該当するものとして措置法第37条の2の規定の適用があることに留意する。</u> <u>附 則</u> （経過措置…改正通達の適用時期等） <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、平成29年分以後の所得税について適用し、平成28年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u>	措置法第37条の2《特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等》関係 （建物、構築物等の建設等が遅れた場合の買換えの不適用） 37の2－2 <u>土地等の買換え資産で37―23の(1)のイかつこ書に定めるものについて、建物、構築物等がその建設等に着手した日から3年以内に事業の用に供されない場合には、当該土地等については、その取得の日から1年以内に事業の用に供しない場合に該当するものとして措置法第37条の2の規定の適用があることに留意する。</u> （新 設） （新 設）